

令和8年度健康づくり指導者研修会 テーマ別研修③「災害時保健活動」の概要

【根拠】

厚生労働省通知（令和8年3月31日：大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について）

- 1 研修日程 令和8年7月10日（金）午後1時15分～4時30分
- 2 研修対象 保健所及び市町村の職員（保健師、防災担当課職員、事務職員等）
- 3 開催方法 参加者は管轄保健所等の会場に参集して研修を受講
各保健所等の会場をサテライト会場とし、オンラインでつなぐ形式

4 研修目標

- ①市町村は昨年度の研修で明らかになった課題に取り組み、得られた成果（組織図への保健活動の位置づけ、災害時保健活動マニュアル改定、訓練の実施など）を共有するとともに、残された課題を明確にする。
- ②各自治体で今年度計画的に取り組めるよう、庁内及び保健所との連携について検討する。
- ③保健所は、管轄市町村と一緒に平時の活動及び発災時のリエゾンとしての活動ができるよう、災害時の保健所の役割を共有するとともに、保健師は担当自治体の進捗状況を把握し、取り組みが継続できるよう支援する。

5 研修評価指標

- ・全市町村で災害時保健活動が明確になったか。（防災計画事務分掌との整合性が図れているか。）
- ・全市町村で地域防災計画（組織図）に保健活動が位置付けられたか（防災計画に災害時保健活動マニュアルが位置付けられたか）。⇒継続
- ・各市町村で今年度取り組む災害時保健活動の課題が明確になり、庁内及び保健所と具体的な計画が共有できたか。
- ・保健所は、平時及び災害時の保健所の役割を市町村と共有し、双方の役割認識と連携が促進できたか。

6 予測される成果

- ・全市町村の災害時の組織図に保健活動が位置づけられることで、各自治体における災害時保健活動の理解と認識が広まり、訓練や課題検討の機会を定期的に設ける体制が整備される。
- ・保健所は、主体的に管轄市町村の平時からの取組に参画し、災害時に備えた準備体制が強化される。
- ・保健所を中心に、定期的に管轄市町村と災害時保健活動について検討・見直す体制が整備される。

7 研修内容

	内容
事前課題	<ul style="list-style-type: none">・「災害時保健活動チェック表（市町村版、保健所版）」に基づき現状、対応案を記載する（保健担当と防災担当とで確認して作成のこと）。・昨年度末に健康推進課事務連絡で作成した「R7年度取組状況・R8年度取組計画」について、防災担当と共有しておく。
テーマ別 ③ 【195分】	<目的>発災時に迅速な危機管理対応及び適切な保健活動が展開できるよう、保健師が具体的な災害時保健活動をイメージし、役割が発揮できる体制を整備するため、庁内関係課等との役割分担と連携強化を図り、平時に備える具体的方法を理解し実践する。

	<p><持参物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前課題「災害時保健活動チェック表（市町村版、保健所版）」 ・健康推進課事務連絡（令和8年1月27日）より作成した「R7年度取組状況・R8年度取組計画」（市町村、保健所） ・市町村防災計画（組織図・事務分掌）、市町村災害時保健活動マニュアル など <p><各会場></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所毎ワーク【60分】 <p>「各保健所管内市町村の災害時保健活動の取組・成果を共有し今後の取組を考える」</p> <p>○市町村及び保健所</p> <p>⇒「災害時保健活動チェック表」及び「R7年度取組状況・R8年度取組計画」を 基に、自治体ごとに取組状況及び成果、今後の取組課題（計画）の共有を図る。</p> <p>⇒共有した上で、保健所管内での課題や皆で取り組んでいきたいことを話し合う。</p> <p>例）災害時保健医療福祉対策本部立ち上げ訓練、初動対応のアクションカードの共有、 発災時の記録様式・物品等の共有、応援要請の流れのシミュレーション訓練など</p> <p>※保健所は各市町村のグループにそれぞれ入る。</p> <p><全体> 【60分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管内代表の市町村及び保健所から発表。9市町村+2保健所=11か所（各5分程度） ・質疑応答（雨宮准教授） <p><報告>「茨城県保健医療部図上訓練の実施から」茨城県保健医療部健康推進課</p> <p><講義> 【50分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害時保健活動～次のステップに向けて」（演習の講評含む） <p>千葉県立保健医療大学健康科学部看護学科 准教授 雨宮 有子 先生</p> <p><今後の取組について>茨城県保健医療部健康推進課</p>
7月から市町村等で課題等に取組む	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村は、<u>今回の研修での学びや気づきを踏まえ</u>、令和8年度計画に基づき、庁内連携により災害時保健活動に係る課題等に取り組む。 ・各保健所は、<u>今回の研修での学びや気づきを踏まえ</u>、令和8年度計画に基づき、管内市町村の進捗状況を把握し、課題等の改善に向け、適宜支援、協力していく。 ・次年度以降は保健所が中心となり、管内市町村との連絡会議や訓練・研修等PDCAが回るよう体制を整備していく。「<u>災害時保健活動チェック表</u>」の年度末評価を行う。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度4月以降に市町村保健師連絡協議会（以下、市保連と言う。）ホームページに、各自自治体の「組織図」「事務分掌」「災害時保健活動マニュアル」を掲載。次年度以降は、市保連が毎年度4月にパスワードを更新し、各市町村及び県健康推進課に周知。県健康推進課は各保健所に周知。適宜閲覧可能となる。 ・市町村は災害時保健活動マニュアルの策定・改訂の際に、管轄保健所⇒県健康推進課⇒市町村保健師連絡協議会の流れで適宜データを更新すること。

【根拠通知の内容（一部抜粋）】

- （新）市町村の役割：保健医療福祉活動に係る実働対応を中心に担うとともに、当該活動状況に関する情報を都道府県及び保健所と適切に共有する。
- 都道府県の役割：市町村における保健医療福祉活動に係る状況及び保健医療福祉ニーズ等を集約し、国及び他都道府県との調整を行うとともに、その結果得られた情報を保健所及び市町村と適切に共有する。
- 保健所の役割：市町村における保健医療福祉活動に係る状況及び保健医療福祉ニーズ等を具体的に把握し、直接的な支援提供又は保健医療福祉活動の調整を通じて市町村を支援するとともに、これら圏域の情報を都道府県に適切に共有する。